

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：令和 2 年 2 月 28 日

更新日：令和 5 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒770－8537）徳島県 徳島市 北佐古 一番 町 5 番 12 号
トクシマケン トクシマシキ タ サ コイチバンチョウ バン ゴウ

名称（フリガナ）：徳島県 すだち・ゆこう 消費 推進協 議会
トクシマケン ショウヒスイシンキョウギカイ

代表者（管理人）の氏名：会長 坂本 雅彦

ウェブサイトのアドレス：－

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（すだち）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：徳島 すだち、Tokushima Sudachi
トクシマ

4 明細書の変更

徳島県すだち・ゆこう消費推進協議会（以下「協議会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、生産者、JA 及びその他出荷組織に対し、「徳島すだち」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア JA 及びその他出荷組織（以下「JA 等」という。）に出荷する生産者は、「徳島すだち」の園地情報、品種及び栽培管理の状況について「栽培・貯蔵管理調査票」等に記録のうえ、毎年、JA 等へ提出する。

イ JA 等を介さない生産者（以下「個人生産者」という。）は、園地情報、品種、栽培管理、貯蔵庫情報、貯蔵庫管理の状況について「栽培・貯蔵管理調査票」等に記録のうえ、毎年、協議会へ提出する。

ウ JA 等が、「徳島すだち」の貯蔵を行う場合、貯蔵庫情報と貯蔵庫管理の状況について「栽培・貯蔵管理調査票」等に記録のうえ、毎年、協議会へ提出する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

協議会は、定期的に上記（1）の手順について、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産の方法に従った生産が行われていないことが判明した場合には、当該生産者に対し、警告を発し、是正を求めることができる。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記 5（１）の周知の際に、地理的表示である「徳島すだち」及び GI マークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載の生産の方法の各規準に基づいて生産された「すだち」にのみ、地理的表示である「徳島すだち」及びGI マークの使用が可能であること
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「徳島すだち」と併せて使用すること
- (3) GI マークは省令で定められた規程に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示である「徳島すだち」及びGI マークに係る違反使用が判明した場合は、JA 等及び個人生産者に対して警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は、JA 等及び個人生産者に対し「徳島すだち」及び GI マークを付した状態での出荷停止を命じ、協議会会員の資格を停止することができる。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記 6 及び 8 に関して「徳島すだち」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会及び JA 等は、次の資料を作成日または取得日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「徳島すだち」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

Category	Percentage
Very important	35%
Important	45%
Not important	15%
Don't know	5%
Other	0%

